

第一九回

参第六号

冬季積雪地域における予算繰越の特例に関する法律（案）

- 1 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定により配賦された毎会計年度の歳出予算の経費のうち、大蔵大臣の指定する経費で、北海道及び冬季積雪のため土木工事その他の工事を行うことが著しく困難な政令で指定する地域において実施せられる事業に充てるためのものについては、同法第十四条の三の規定によりその金額を翌年度に繰り越す場合において、同法第四十三条に規定する大蔵大臣の承認を経ることを要しない。
- 2 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、前項の規定により繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。
- 4 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

北海道その他冬季積雪のため土木工事その他の工事を行うことが著しく困難な地域において実施せられる事業に充てるための繰越明許費については、特に、その繰越の手続を簡易にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。